

～「人」と「農業」を新型コロナウイルスから守るために～

農作業が本格化しています。

農家や従業員の皆さんに新型コロナウイルスに感染しないよう対策を徹底しながら農作業事故に十分注意して作業を行いましょう。

対策1 作業する人全員の体調をチェックしましょう

- ◆ 朝（作業前）と夕（作業後）に体温を測定し、記録しておきましょう。
- ◆ 発熱などの症状がある場合は、自宅で待機してください。
- ◆ 発熱や強いたるさ、息苦しさなどがある場合は、「受診相談コールセンター」（電話：0120-88-0006）の指示に従ってください。

対策2 3密（密閉、密集、密接）にならないように工夫しましょう

- ◆ 屋外作業で2m以上の十分な距離が確保できる場合は、熱中症のリスクを考慮し、マスクをはずすようにしましょう。
- ◆ 屋内作業では、こまめな水分補給を心掛け、以下の点に留意して、できる限りマスクを着用しましょう。
- ◆ 出荷調整などの室内作業は、
 - ① 窓を開けて行うか、定期的に換気を行いましょう。
 - ② 隣の人と距離をとりましょう（下図）。
 - ③ 会話等は必要最小限にしましょう。
- ◆ 出荷調整施設（小屋）等に出入りする時は手洗いや手指の消毒を行いましょう。
- ◆ ドアノブや手すり等の人がよく触れるところは、除菌や拭き取りを行いましょう。
- ◆ 休憩や食事の時も、時間をずらしたり、十分に距離を空けましょう。

出荷調整作業時の配置例



もしも、家族や従業員が感染した場合は

- ◆ 家族や従業員等への感染が確認された場合には、保健所に連絡し、対応について指導を受けてください。
- ◆ 感染者の濃厚接触者と特定された人は、行政検査（PCR検査）を受検します。この検査が陰性でも、14日間自宅待機します。その間に、発熱又は呼吸器症状を呈した場合は、保健所に連絡してください。
- ◆ 保健所の指示に従って、感染者が作業に従事した区域の消毒を実施します。
- ◆ 緊急を要し、自ら施設の消毒を行う場合には、感染者が作業に従事した区域のうち、頻繁に手指が触れる箇所を中心に、消毒液で拭き取り等を実施してください。
- ◆ 一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等は出荷停止や農産物廃棄などの対応をとる必要はありません。